

国民健康保険(国保)は、病気になったり、けがをしたときに、経済的負担を軽くし安心して医療を受けられるようにするための社会保障制度です

次の人以外は加入が義務付けられています。

- ①職場の健康保険に加入している人とその被扶養者
- ②生活保護を受けている人
- ③後期高齢者医療制度に加入している人

国民健康保険税

保険税額は、医療分、後期支援分、介護分(40～64歳の人のみ)の合計額です。それぞれにつき所得割、均等割、平等割を計算して1世帯ごとの保険税額が決められます。事情があり、現在保険税を納付することが困難な場合は、減免制度を適用できる場合があります。詳細は問合せください。

こんなときにはお届けを

届出は以下に該当したときから14日以内に国保年金課、市民課、各支所・出張所へ

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき	豊田市に転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険資格の喪失証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、出生証明書
	生活保護を受けなくなったとき、停止されたとき	生活保護廃止・停止決定通知書
国保をやめるとき	市外に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保・職場の健康保険の保険証
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書
そのほか	住所、氏名、世帯主などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、汚して使えなくなったとき	使えなくなった保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書

- 上記以外に、窓口に来る人の本人確認できるもの(運転免許証、外国籍の人は在留カードなど)、世帯主と国保に加入する(やめる)人のマイナンバーの分かるものを持参してください。別世帯の人が届出する場合は、委任状が必要です。

受けられる給付

- (1)療養の給付／保険証を提示して病院にかかるとき
- (2)療養費／保険証を提示できなかったときの払戻し、また医師の指示によりコルセット等の補装具を作ったとき
- (3)高額療養費／自己負担限度額を超えたとき
- (4)入院時食事代の減額認定証／市民税非課税世帯の人が入院したときの食事代を減額
- (5)出産育児一時金／被保険者が出産したときに40.4万円か42万円
- (6)葬祭費／被保険者が亡くなり葬祭を行ったときに5万円
- (7)移送費／医師の指示により緊急に重病人の転院などの移送に費用がかかったとき



後期高齢者医療制度は75歳(一定の障がいのある人は65歳)以上の人が安心して医療を受け続けるための医療制度です。

こんなときにはお届けを

	こんなとき	届出に必要なもの
入るとき	豊田市に転入したとき	負担区分証明書(県外からの場合)
	障がい要件の認定を受けたとき ※	障がい者手帳など、保険証
やめるとき	市外に転出するとき	保険証
	死亡したとき	保険証、あわせて葬祭費の申請を届出(下記の持ち物参照)
そのほか	障がいの要件を喪失したとき ※	保険証
	住所、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、汚して使えなくなったとき	本人確認できるもの(免許証など)

- 上記以外に、窓口に来る人の本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参してください。被保険者以外の方が代理で手続きする場合、委任状または被保険者本人の印鑑(スタンプ印不可)が必要です

・上記※以外は、各支所・出張所でも受付可

受けられる給付

種類	持ち物	申請場所
療養費	治療費(補装具)の領収書、医師の意見書(補装具のみ)、保険証、通帳	福祉医療課、旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所
高額療養費	保険証、通帳	郵送(案内文書を確認)
葬祭費	保険証、通帳(喪主の名義のもの)、葬儀を行ったことが分かる書類1点	福祉医療課、各支所・出張所

- 上記以外に、窓口に来る人の本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参してください。被保険者(葬祭費の場合は喪主)以外の人へ振込を希望する場合、委任状または被保険者本人(葬祭費の場合は喪主)の印鑑(スタンプ印不可)が必要です



国民年金

問 国保年金課

☎34-6638 FAX34-6007 (南庁舎1階)

日本年金機構 豊田年金事務所

☎33-1123 豊田市神明町3-33-2

国民年金は、すべての国民を対象として老齢、障がい、死亡に関して必要な給付を行うため、20歳から60歳未満のすべての人に加入が義務付けられています。

■届出受付窓口

お近くの年金事務所または国保年金課

受けられる年金

(1) 老齢基礎年金

保険料を納めた期間(免除を受けた期間も含む)が、10年以上ある人が65歳になった時に受けることができます。(手続きにより、繰上げ・繰下げ支給可能です)

(2) 障がい基礎年金

国民年金加入中か20歳前に病気やケガで障がいの状態になった時に受けることができます

(3) 遺族基礎年金

国民年金の加入期間や納付要件などの条件を満たす人が死亡した時、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者や子が受けることができます

(4) その他

第1号被保険者の独自給付制度として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金があります

保険料 16,520円/月(令和5年度)

付加保険料 400円/月(第1号被保険者で希望者のみ)

■納付方法

- ①金融機関など(コンビニエンスストア含む)の窓口納付書払い
- ②口座振替
- ③クレジットカード
- ④インターネットなどの電子納付

免除制度

(1) 産前産後免除

出産する月の前月から最大4か月間(多胎の場合は3か月前から最大6か月間)の保険料が免除さ

れ、全額納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後はいつでも届出が可能です。

(2) 法定免除

生活保護法による生活扶助を受けているとき、障がい年金の1級・2級を受給しているときは、届出をすれば保険料が全額免除になります

(3) 申請免除

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下で保険料の納付が困難な人は、申請をして承認されれば保険料が全額あるいは一部免除になります。一部免除は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です

(4) 納付猶予

50歳未満で、本人と配偶者の前年の所得が一定額以下の人は、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます

(5) 学生納付特例

学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます

■免除等を受けた期間は…

- 1.年金を受給するために必要な資格期間に含まれます。
- 2.年金の受給額を計算する場合、免除等が承認された期間は年金額が一部減額されます。承認された期間から10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、3年度目以降は、当時の保険料に加算額が付きま。

資格取得・種別変更の届出

こんなとき	届出先/ 届出に必要なもの
会社をやめたとき(扶養している配偶者がいるときは一緒に届出をしてください)	国保年金課、各支所・出張所又は年金事務所/※1
配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき(離婚や死別をしたとき、収入が増えたとき)	
任意加入するとき	国保年金課又は年金事務所/※2

※1 ①窓口に来る人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、外国籍の人は在留カードなど)、②基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)、③届出の事由を証明する書類、④本人以外の方が届出する場合は、原則委任状が必要

※2 ※1の持ち物と合わせて、預金通帳とその届出印又はクレジットカード

